KSKQ(あいえるらくがき帳 No.218)第三種郵便物承認　通巻第 10197 号　2022 年 3 月 23 日発行(1)

【KSKQ】 2022 年 3 月号 No.218

あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

#キムチラーメンうまーい

#おいしすぎて口がとがってしまったー

#コギーのマラソン大会

#三キロこいだよー

#筋肉痛になりそー

女性ほんわか入居者の素敵な写真を表紙に♪
SR さんは行きたかったラーメン屋さんに行っておいしそうに食べていました。
同居人さんの YK さんは、コロナで延期されていたコギーの大会に、
やっと参加することができました。詳しくは公式サイトをご覧ください♪

もくじ

○障がい者の GH を追い出さないで！！(障害者のついーと)
——当事者スタッフのコラムです

○支援に答えや正解はない？！(支援？介助？)
——支援について、スタッフの実際の声を紹介します

○生活保護の他人介護加算とは？？(制度のア・レ・コ・レ)
——他人介護料について紹介します

https://aiel.or.jp

あいえる協会
公式サイトはこちら

☘☘☘障害者のついーと☘☘☘

障がい者のグループホームを追い出さないで!!

「障がい者のグループホームのことを知ってください」という大阪市が作成したチラシでは、「障がい者グループホームは、障がいのある方々が支援を受けながら共同で暮らす普通の住まいであり、入所施設ではありません」と明記されています。

しかし、今年１月20日の大阪地裁の判決は、グループホームを「住宅にはあたらない」と判断。「住宅にはあたらない」からマンションの管理規定に反する、消防法による防火点検義務が生じる、将来消防用設備設置の義務が生じる可能性があるとし、そのことを理由にグループホームの立ち退きを要求する判決を言い渡しました。

このグループホームの障がい者は、これまで１５年間、このマンションで何のトラブルもなく暮らしてきました。にもかかわらず、近年、消防の「住宅にあたらない」という指摘によって消防設備設置の義務が生ずる可能性（大阪市は、共同住宅特例によって設置の義務はないので住民に負担が生ずることはありません）によって「出ていけ」と言われているのです。詳しくは、右のＱＲコードからご覧ください(読売新聞オンライン)

この判決に従えば、マンションなどの共同住宅に入居しているグループホームは、すべて立ち退かなければならなくなってしまいます。国の「入所施設ではなく地域で」という掛け声の中で障がい者の地域生活の場としてグループホームが全国に広がっています。各自治体も積極的にグループホームの設置を奨励していることもあり、現在全国で 14 万人以上の障害者がグループホームで生活しており、公営住宅やマンション等の共同住宅に入居するグループホームも増えています。

私たちあいえる協会でも、共同住宅でグループホームを運営しており、10 名が生活しています。その多くが入所施設から地域移行された方で、最初は近隣の住民も戸惑いを感じていたようでしたが、徐々に障害者への理解が進み、今では地域の中に溶け込んでいます。近所の住民と触れ合える生活がとても重要だと思います。

（文責：まあぼう）

大阪市が作成したＧＨの
チラシはこちら

☘☘☘支援？介助？☘☘☘

☆支援に答えや正解はない？！☆

「支援に答えや正解はない、考えること、考え続けることが大切」→頭におきながら取り組んできていますが、しんどくなること、凹むこと、迷うこと、悩むこと、モヤモヤはたくさん出てきます。支援をする中で、何を見出し、仕事として自分自身のやりがいにつなげていくか・・・。

実際の声をお届けします！（あいえる協会スタッフの声）

「あなたにとって支援とは？」

・支援というと上からになってしまうので、一方的ではなく、人と人とのつながり、障害者の人から助けてもらうこともある。お互いに支えあうことかな？と思います。

・一人で考えるとめちゃくちゃしんどいので、周りに聞いてもらう、相談することがとても大事だと思います。自分がやってることを知ってもらえるし、間違った動きをしているとアドバイスをもらえるので、周囲への発信は支援していく中で一番大事ではないかと思います。日々支援していて、当事者の変化が見えたり、新しいことに挑戦する姿を見ると、やってきてよかったと思います。当事者も支援者もお互いに楽しく、一緒にやる！が一番だなと思います。

・支援ってその人の事を知ること、関わる中でその人の変化に気付くことが大切でやりがいになるけど、一緒に考え、動いていく中で自分自身も変わっていくことに気付ける。自分自身を振り返ることも大切。こんな時もある、こんなこともあると受け入れること。支援とは、その人をサポートする、その人のことを考える、関わる中で自分も変われる仕事だと思う！！

・難しい支援など壁にぶつかった時はこれまでのことを振り返り、相手をどう変えるか、どうするかの検討をするのではなく、自分も含め変えられる事柄に着目して検討し変えていくことで、前に進んでいくと思う。支援とは「自分を変える、周りを変える」ということだと思う。

・支援する中でどうしても結果や評価を気にしてしまうけど、その過程、どう考え、どう動いてきたか、その積み重ねがすごく大事だと思う。そこを伝え、残していくこと。

支援って難しいけど、悩み、考え（みんなでね☆）障害者も、関わる支援者も一緒に、共に成長できる！！そう感じることができる！そんな仕事☆難しいけど魅力的で楽しくて☆面白い。

やめられないのよね～！（文責：石橋）

☘☘☘制度のア•レ•コ•レ☘☘☘

生活保護の他人介護加算とは？？

今回は、生活保護の他人介護加算について紹介していきます。

まず生活保護とは、日本国憲法第 25 条に基づいて「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するために、経済的に困窮する人に対して国が給付を行う制度です。この生活保護を受けている方で、介護保険や障害福祉サービスを利用しても必要な介護を受けられない時、家族以外の者から介護を受けることを支援する為の制度が、他人介護加算です。そして、この介護者に支払われる費用を「他人介護料」と言います。

他人介護料は「一般基準」「特別基準福祉事務所長承認」「大臣承認」の３つの基準に分かれており、それぞれ支給額が異なります。

2021 年度の場合
一般基準額：70,360 円
福祉事務所長承認：105,560 円
大臣承認：171,100 円（大阪の場合）

大臣承認は住んでいる地域によって基準額が異なります。また、これらの額は、年度によって変わることがあります。

障害福祉サービスには、「これはできる」、「これはできない」といった規則がありますが、この他人介護加算については、特に規則といったものがありません。あくまで個人と介護者（あるいは介護事業所）との取り決めになります。例えば、障害福祉サービスの制度では、「通年かつ長期の送迎」は利用できませんが、他人介護加算の制度なら利用できたりもします。このように、障害福祉サービスと他人介護加算を組み合わせて利用することで、生活の幅が拡がることになります。

生活保護の相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当になります。

（文責：井本）

KSKQ(あいえるらくがき帳 No.218)第三種郵便物承認　通巻第 10197 号　2022 年 3 月 23 日発行(4)

お知らせコーナー

みんなのぬくぬく ～交流スペース～

■次回ぬくぬくスケジュール■

新型コロナウィルス感染拡大防止のため休止中です。現在、法人内で訪問販売のみ実施中です。

★ヘルパーさん大募集★

時給：1280 円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週 1 日～OK!※応相談！

連絡先：ヘルプセンター・ホップ
住吉区長居１－３－１９ 和光第３ビル３F
TEL:０６－６６９４－５１４６
お気軽にお問い合わせください！

『藤本さんの好きに迫ってみた』連載中！
前回は麓で断念した犬鳴山登頂にリベンジします！

住吉区地域自立支援協議会

■障がい者の暮らし何でも相談■

日程：３月２３日(水)　１１時～１４時

場所：住吉区役所

＊コロナ流行のため、実施に関しては HP からご確認ください

住吉区地域自立支援協議会 HP

編集人・発行人

■編集人■

社会福祉法人あいえる協会ライフ・ネットワーク（生活介護事業所）

〒558-0004　大阪市住吉区長居東 3-8-25　ふぁみーゆ長居Ⅱ１F

ＴＥＬ：06-6607-8260　　ＦＡＸ：06-6607-5503

郵便振替口座　00960-5-137458　年間購読料 600 円（定価 100 円）

■発行人■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ﾋﾞﾙ４F

社会福祉法人あいえる協会

法人本部
ヘルプセンター・ホップ
自立生活センター・まいど
グループホーム・あいえる
グループホームほんわか
ウィル
ライフ・ネットワーク
ピア・エンジン（分所）

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・4・5・6・7・8の日）発行